

○工学院大学大学院特別研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学大学院学則第44条の2の規定に基づき、特別研究生に関して必要な事項を定める。

(特別研究生)

第2条 特別研究生は、学部において、本学専任教員の指導によって、専門事項について研究することや、本学の授業を受講して単位修得することもできる。

(出願資格)

第3条 特別研究生を志願できる者は、協定先に在籍し、協定先からの推薦を受けた者とする。

(出願手続)

第4条 特別研究生として入学を志願する者は、別に定める出願書類を学長に願出しなければならない。

(志願者の選考および入学許可)

第5条 志願者は、当該学科が選考の上、入学許可は大学院委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(入学時期および在籍期間)

第6条 入学時期ならびに在籍期間は協定に定めるものの他、協定先との協議により、学長が決定するものとする。ただし、特別な理由のある場合は、学長は研究期間の延長を認めることができる。

(指導教員)

第7条 指導教員は、特別研究生の研究教育活動を管理するものとする。

2 指導教員は、特別研究生の研究教育期間終了後、報告書を提出するものとする。

(授業科目への出席)

第8条 指導教員が必要と認めた場合は、本学学生の修学に支障が生じない限り、授業科目担当教員の許可に基づき聴講または履修させることができる。

2 聴講科目の単位認定は行わないが、前項に基づき履修した授業科目で試験に合格した授業科目については、単位認定を行う。ただし、演習系の科目は平素の成績により審査することができる。

(検定料・学費等)

第9条 検定料・学費等は協定の定めに従う。

(終了報告書の提出)

第10条 特別研究生は在籍期間終了時、終了報告書を作成し指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第 11 条 特別研究生が研究終了証明書または単位修得証明書の発行を願い出たときは、学長は証明書を発行することができる。

(規則の準用)

第 12 条 この規程に定めるものの他、特別研究生には大学院学生に関する諸規則を準用する。

(事務)

第 13 条 特別研究生に関する事務は、学事部教務課が処理する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 事務組織改編に伴う所管部署の変更。